

1. 開会日時・場所

日時 令和6年10月25日(金) 午後2時00分  
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	—	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	—
19番	兼光 一美				

欠席委員

13番	田坂 友彦	18番	井長 哲	—番	—
-----	-------	-----	------	----	---

3. 議事録署名人

9番	生駒 健人	11番	山口 郁恵
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶

5. 審議事項

第53号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第54号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第55号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第56号議案	非農地証明申請について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第10回総会は成立しております。なお、13番 田坂委員、18番 井長委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、9番 生駒委員、11番 山口委員を指名します。

議長 議事日程は、日程第1を第53号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとします。議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。これより議案審議に入ります。

議長 日程第1 第53号議案を上程します。  
 農地法第3条の規定による許可申請について、第75件から第82件を審議します。  
 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。  
 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第75件は、〇〇から木原6丁目の〇〇が、木原6丁目〇〇 地目：畑 47㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第76件は、〇〇から木原6丁目の〇〇が、木原6丁目〇〇 地目：畑 59㎡について、隣接地を耕作しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第77件は、〇〇から福山市の〇〇が、小泉町〇〇 ほか1筆 地目：田 合計793㎡について、親族から農地を受け継ぎ耕作するため譲り受けるものです。

第78件は、亡〇〇相続財産清算人弁護士〇〇から本郷南4丁目の〇〇が、本郷町本郷〇〇 ほか3筆 地目：田2筆 畑2筆 合計630.02㎡ 東本通土地区画整理事業施行区域内〇〇 街区〇〇 488.67㎡について、持分3分の1を譲り受け耕作管理するものです。

第79件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町上徳良〇〇 地目：畑 65㎡について、居住地から近く農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第80件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：田 2,841㎡について、以前から耕作しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第81件は、〇〇から福岡県福岡市の〇〇が、大和町萩原〇〇 ほか6筆 地目：田 合計6,323㎡について、住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。

第82件は、〇〇から尾道市の〇〇が、大和町蔵宗〇〇 ほか1筆 地目：田 1,972㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「説明なし」の声あり・・・

議長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請、第75件から第82件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、農地法第3条の規定による許可申請、第75件から第82件は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、日程第2 第54号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について、第11件から第13件を審議します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書4ページをお開きください。第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第11件は、〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：畑 97㎡について、墓地に転用するもので、内容は、墓石2基です。

第12件は、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：畑 32㎡について、宅地に転用するもので、内容は、庭敷です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、宅地に転用していることから、始末書を求め提出されています。

第13件は、〇〇株式会社が、大和町大具〇〇の一部外3筆 地目：田 合計7,568㎡のうち2,007㎡について、農業用施設に転用するもので、内容は、農業用倉庫1棟、残材置場50㎡、駐車場22区画です。

申請地の農地区分は、第11件及び第12件がいずれも第2種農地で、第13件が農用地区域内農地です。

許可基準は、第11件及び第12件が、「農業公共投資の対象となっていない小集団の（生産

性の低い) 農地」で、「農地法第4条第6項第2号」の「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第13件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定「農地法第4条第6項ただし書」の「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第9回定例総会で「農振農用地区域からの除外及び用途区分の変更は妥当」と可決されており、令和6年11月中旬に除外、変更見込みです。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「説明なし」の声あり・・・

議長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請、第11件から第13件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

可決された議案のうち、第13件については、農地法第4条第5項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長

次に、日程第3 第55号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第116件から第130件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページをご覧ください。第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第116件から第120件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第116件及び第117件は同一事業で、

第116件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 573㎡について、

第117件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 345㎡について、合計918㎡に太陽光パネル 6棟を設置するものです。

第118件から第120件も同一事業で、

第118件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 540㎡について、

第119件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 383㎡について、

第120件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 397㎡について、合計1,320㎡に太陽光パネル4棟を設置するものです。なお、全てパネル枚数は160枚、発電量は49.5kW規模です。

第121件は、〇〇から、〇〇が、沼田東町釜山〇〇 外1筆 地目:田 合計52㎡について、所有権の移転を受け、併用地、宅地2筆 381.98㎡とともに、宅地に転用するもので、内容は、家庭用太陽光パネル10枚、1棟、発電量4.45kW、太陽熱温水器1台です。なお、併用地の宅地には住宅1棟が建築されております。当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地の一部を宅地に転用し、太陽熱温水器を設置していることから、始末書を求め提出されて

います。

第122件から第125件は、〇〇から、株式会社〇〇が、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第122件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 910㎡について、太陽光パネル、6棟を設置するものです。

第123件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 910㎡について、太陽光パネル、5棟を設置するものです。

第124件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 910㎡について、太陽光パネル、7棟を設置するものです。

第125件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 910㎡について、太陽光パネル、7棟を設置するものです。なお、全てパネル枚数は180枚、発電量は49.5kW規模です。

第126件は、〇〇から、株式会社〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇の一部 地目：畑 1,035㎡のうち725㎡について、使用貸借権を設定し、キャンプ場に転用するもので、内容は、キャンプサイト3区画、駐車場6区画です。

第127件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷南2丁目〇〇 地目：田 978㎡について、所有権の移転を受け、駐車場、資材置場及び事務所に転用するもので、内容は駐車場10区画、資材置場180㎡、事務所1棟です。

第128件は、〇〇から、〇〇有限会社が、本郷町南方〇〇外6筆 地目：田 合計3,523㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は大型車両置場16区画、従業員駐車場16区画です。

第129件は、〇〇から、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：田 38㎡、併用地、転用済の田1筆202㎡、合計240㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場8区画です。

第130件は、〇〇から、〇〇有限会社が、大和町和木〇〇外3筆 地目：田 合計6,898㎡について、使用貸借権を設定し、併用地、転用済の田1筆1,610㎡とともに、資材置場に転用するもので、内容は、再生砕石・再生土置場1,855.5㎡、コンクリート製品・建設資材置場731.3㎡です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第126件、第127件、第129件及び第130件が第1種農地で、その他の案件は全て第2種農地です。

許可基準については、第126件が、第1種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第33条第1号「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に該当します。この規定について、具体的には農業委員会業務資料の201ページにおいて、「都市住民の農村への来訪を促すことにより地域の活性化につながる市民農園等の農業体験施設、農家レストラン、キャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設」と例示がございしますので、本件許可申請に適用するものです。

第127件及び第130件は、第1種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第129件は、第1種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第9回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和6年11月中に除外見込みです。

農地法、5条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

7番

第126件について、許可が出ていないにもかかわらず、既に工事に入っており、5割方工事が済んでいる状態です。

事務局

7番委員から、申請地で転用事業者が既に整地をはじめているとの報告を受け、転用事業者

に対し、直ちに工事を中止するように指導をしています。

19 番 現在は工事を中止しているのか。

7 番 現在工事は中止しています。あと、転用事業者が申請地を整地している途中に、申請地周辺に雨が降り、土砂が水路に流れたような状態になっていたため、流れた土砂をきれいに撤去するように転用事業者へ話をしています。

事務局 7 番委員に報告いただいた土砂の撤去については、後日事務局で確認します。

7 番 第 126 件の申請地については、農業振興地域内の農用地なので、11 月末頃農用地区域から除外され、それにあわせて当該案件について転用が許可されて、工事が行われるという理解で良いのか。

事務局 ご理解のとおりです。

議 長 その他に調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「説明なし」の声あり・・・

議 長 その他に補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 116 件から第 130 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

可決された議案のうち、第 126 件から第 130 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長 次に、日程第 4 第 56 号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第 27 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをご覧ください。第 56 号議案 非農地証明申請について説明します。

第 27 件は、〇〇から、小泉町〇〇 ほか 12 筆 地目：田 12 筆 畑：1 筆 合計 7,406.42 m<sup>2</sup>について、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林および原野として申請されています。

申請地の農地区分は、小泉町〇〇から〇〇までが第 1 種農地で、その他の農地は第 2 種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「説明なし」の声あり・・・

議 長 補足意見等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
非農地証明申請、第 27 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は  
挙手願います。

議 長 挙手多数であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 7 件  
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 1 件  
○農地法第 3 条に係る賃貸借契約の合意解約(18 条 6 項)の通知 3 件  
  
2 その他  
○今後の日程  
令和 6 年第 11 回定例総会 11 月 25 日(月) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 48 分

令和 6 年 11 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上